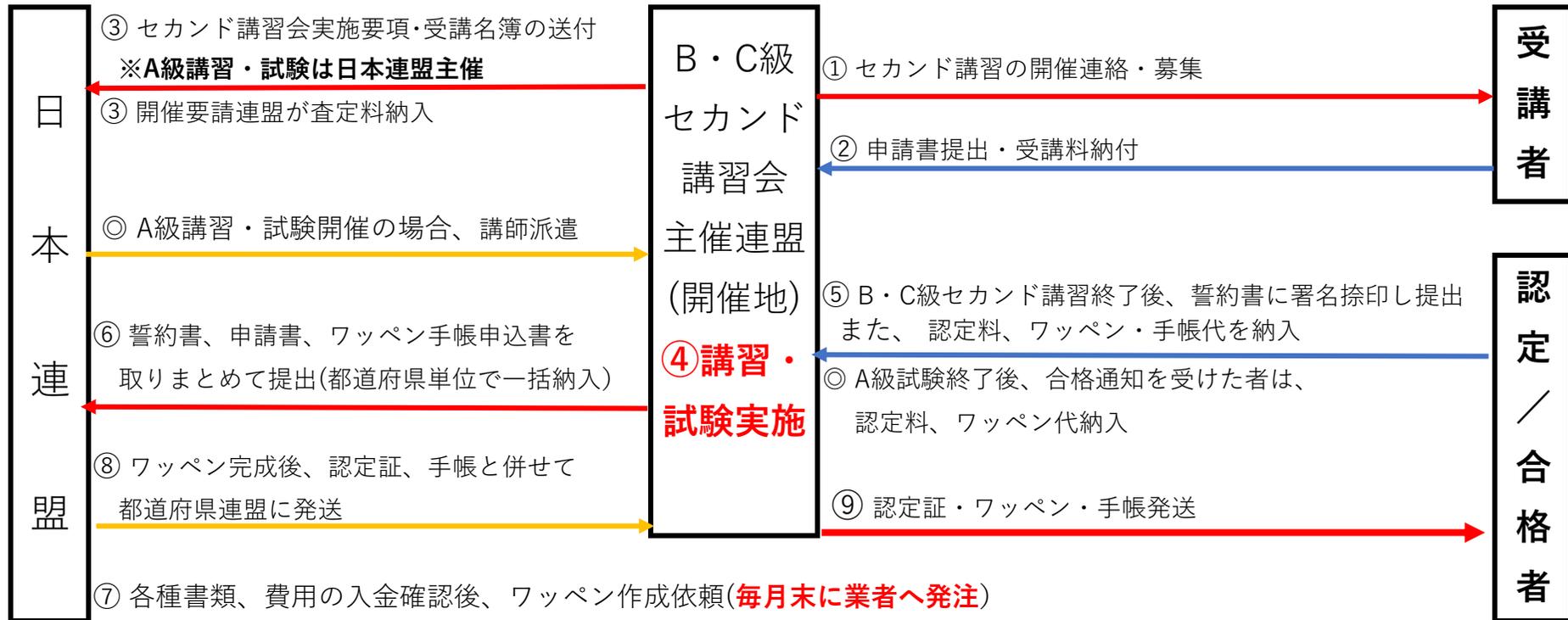


## セカンド資格講習・試験受講から資格取得までの流れ



### ●公認セカンド制度に関する規定より抜粋

- ・セカンド講習会を主催する連盟は日本連盟に実施要項および受講者名簿の提出。また、査定料¥5,000を納入する。
- ・セカンド資格の各級講習・試験の開催連絡があった際は、都道府県連盟を通じて所定の手続きを行う。
- ・講習会終了後、B・C級セカンド受講者は誓約書の提出及び費用の納入を都道府県連盟に行う。
- ・都道府県連盟は、ワッペン手帳申込書に必要事項を記入し、日本連盟に提出及び、費用を一括納入する。  
※ 誓約書、申請書等も併せて提出する。
- ・特別な理由がなく、認定料等を3ヶ月以内に納入しない場合、資格は失効する。  
※ 認定料等を納入しなければ当該セカンドとして活動できない。(C級については、ワッペン・手帳代の納入が必要)